

「働き方改革」への 対応はお済みですか？



2019年4月1日より働き方改革関連法が施行され、

- ◎「年間5日の有給休暇取得の義務化」
- ◎「時間外労働の上限規制」(※中小企業の場合は2020年4月1日より施行)
- ◎「非正規労働者への不合理な待遇差の禁止」

(※2020年4月1日より施行、中小企業の場合は2021年4月1日より施行)等が取り決められました。

そこで、「就業規則の作成方法」「賃金規定の見直し」「労働関係助成金の活用」等、働き方改革に関する様々なご相談に、社会保険労務士が応じます。まずは、お気軽にお問合せ下さい。

働き方改革無料相談会

【会 場】下関商工会館 2階 相談室

(下関市南部町21-19)

【日 程】毎月 第3金曜日

(7/19、8/16、9/20、10/18、11/15、12/20、1/17、2/21)

※日程は変更になる場合がございます

【時 間】13:00～16:00

【相談時間】1社60分間

【申 込】事前予約優先(但し、予約が空いている場合は急なご相談も可)

【お申込み・お問合せ】下関商工会議所 経営支援部

TEL: 083-222-3333